

第六十三回 参議院商工委員会會議録第三号

昭和四十五年三月五日(木曜日)
午前十時二十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 村上 春蔵君
理事 大谷藤之助君
川上 為治君
近藤英一郎君
竹田 現照君

委員 赤岡 文三君
鈴木 亨弘君
平泉 涉君
八木 一郎君
山本敏三郎君
阿具根 登君
大矢 正君
小柳 勇君
林 虎雄君
浅井 亨君
矢追 秀彦君
田淵 哲也君
須藤 五郎君

國務大臣 通商産業大臣 宮澤 喜一君
國務大臣 佐藤 一郎君

政府委員 公正取引委員会 委員長 谷村 裕君
委員長 相澤 英之君
官房長 佐々木孝男君
経済企画庁長官 内田 芳郎君
官房会計課長
通商産業政務次官

通商産業大臣官 高橋 淑郎君
通商産業大臣官 飯塚 史郎君
通商産業省貿易 振興局長 後藤 正記君
通商産業省企業 局長 西角 良彦君
事務局側 常任委員会専門 員 菊地 拓君

本日の會議に付した案件

○産業貿易及び経済計画等に関する調査
(昭和四十五年度経済企画庁の施策及び予算に
関する件)

○公正取引委員会の業務概況に関する件
(昭和四十五年度通商産業省の施策に関する件)

○小委員会の設置に関する件
(輸出中小企業製品統一商標法案(内閣提出))

○委員長(村上春蔵君) ただいまから商工委員会
を開会いたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題と
し、まず、経済企画庁長官から所信を聴取し、続
いて所管の予算について政府委員から説明を聴取
いたします。佐藤経済企画庁長官。

○國務大臣(佐藤 一郎君) このたび経済企画庁長
官を拝命いたしましたのでございますが、当委員会の
各委員の皆さま方には、これから何かと御指導を
わづらわすことが多く存じております。どうか
かひとつよろしく御指導をお願いいたしたいと存
する次第でございます。

きょうは冒頭に私の所信を申し述べたいと存じ
ます。
初めに、最近の経済情勢について申し述べます。
わが国経済は、本年三月で通算五十三カ月に及

ぶ景気上昇を続けておりますが、この過程におい
て、経済活動が急速に拡大し、また物価の騰勢も
顕著となるなど、景気の動向に懸念すべき現象が
あらわれましたので、昨年九月、金融調整措置が
実施されたのであります。その後の推移を見ます
と、金融面には影響があらわれているものの、実
体経済面には、さほどの変化が見られず、また物
価の騰勢も依然として根強く続いております。

このような経済の基調を反映して、四十四年度
の国民総生産は、実質一三・二〇程度の伸び、規
模にして六十二兆五千五百億円程度、国際収
支は、総合収支で二十億二千百万ドル程度の黒字が
見込まれます。また、卸売物価は、前年度比
三・二〇程度の伸び、消費者物価は、前年度比
七・七〇程度の伸び、消費者物価は、最近の異常
乾燥による野菜の高騰もあって政府見通しの五・
七〇をかなり上回る高い上昇が見込まれ、このま
ま放置するならば、わが国経済はインフレへの道
を歩む危険もなしとしないのであります。

このような内外の諸情勢にかんがみ、今後の経
済運営にあたっては、経済政策の適切かつ機動的
な運用により総需要を適正に保ち、わが国経済の
持続的成長を確保することを基本としつつ、物価
の安定に最重点を置いて取り組むとともに、経済
の国際化・効率化の一そのの推進、社会開発の積
極的展開につとめてまいりたい所存であります。

このような経済運営の基本的態度のもとにおい
て、四十五年度の国民総生産は、実質一・一〇程度
の伸び、規模にして七十二兆四千四百億円程
度と、四十四年度に對しかなり控え目に見込むと
ともに、国際収支は、米国景気の鎮静等による世
界貿易の伸びの低下にもかかわらず、なお総合収
支で十億七千万ドル程度の黒字となるものと考え
ております。

当面の最重点課題である物価の安定について申
し上げます。

さきに述べましたように、最近の物価動向は憂
慮すべき情勢にありますので、政府としてしまして
は、安易な態度を排しつつ、この問題の解決に積
極的に取り組んでまいりたい所存であります。このた
め、まず総需要の急速な拡大が、物価上昇圧力と
ならないよう、今後財政金融政策を慎重に運営し
てまいります。

次に、低生産性部門の生産性向上、特に生鮮食
料品の流通合理化に格段の努力を払うとともに、
輸入の自由化や競争条件の整備等の諸施策を積極
的に進めてまいります。同時に、米麦価水準を据
え置く方針とするほか、各種公共料金について
は、これを極力抑制するとともに、地価の安定化
をはかるため、総合的な土地対策を講じてまいり
ます。さらに、今後予想される労働需給の逼迫化
に對処するため、賃金と物価との関連についても
十分配慮してまいります。

以上により、四十五年度の消費者物価の上昇率
を四〇％にとどめるとともに、卸売物価の鎮
静化をはかり、もって今後の長期的な物価安定の
出発点といたす所存であります。

近年、国民生活を脅かしているのは、物価上昇
のみではありません。最近における消費生活の急
速な向上は、経済成長の一つの成果であることは
言うまでもありませんが、これに伴いまして、公
害、有害食品の増加、交通災害の頻発など各種の
障害が表面化してきております。今後、国民生活
を真に豊かなものとしていくためには、これら障
害の解消・除去につとめることにより、国民の健
康と安全を確保する等、いわゆる社会開発の推進
に最大限の努力を傾注していかねばなりません。

このような観点から、政府といたしましては、
まず、市民の直面する日常生活上の諸問題を中心
に、政府と国民との対話の場を確保することが肝
要であると考え、今国会に、国民生活センター法

案を提出する等、所要の施策を推進することといたしてあります。

また、水質汚濁の防止については、汚濁源の多様化に対応しつつ、その規制の強化をはかるため、今国会に、公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案を提出する等、実効ある水質保全行政を推進することといたしてあります。

次に、対外面においては、従来に比べかなりゆとりのある国際収支条件のもとで、経済の一そりの効率化、物価の安定等をはかるため、対外経済政策を積極的に推進してまいりたいと存じます。

このような観点から、四十五年度内において、かなりの品目につき残存輸入制限の撤廃を進めるとともに、資源開発等海外投資の促進、経済協力の実施、資本取式及び為替の自由化の自由化の推進等の諸施策を積極的に展開してまいる所存であります。

以上、当面の重点施策について申し述べましたが、今後、わが国経済が長期にわたり安定かつ持続的な基調の上に発展を遂げていくためには、政府、民間を通じて、その指針となるべき計画を明らかにする必要があります。

現在、昭和四十五年度から五十五年度までを対象とする新しい経済社会発展計画の策定が進められておりますが、これにより、今後、わが国経済の進むべき方向を明らかにしてまいりたいと考えております。

また、さきに政府は、さらに長期的展望に立つて、昭和六十年年度を目標とする新全国総合開発計画を策定いたしました。この計画に基づき、新しい発想のもとに、国土の総合開発を推進し、豊かな国民生活への基盤を形成してまいる所存であります。なお、これに関連して、国土調査事業を一段と推進するため、今国会に、国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案を提出することといたしてあります。

以上、重要な施策について申し述べました。

本委員会及び委員各位の御支援と御鞭撻をお願い申し上げまして、私のごあいさつといたします。

○委員長(村上春蔵君) 相澤官房長。

○政府委員(相澤英之君) 昭和四十五年度の経済企画庁関係の予算及び財政投融資計画につきまして、その概要を御説明申し上げます。

総理府所管一般会計歳出予算のうち、当庁関係予算の総額は四百三十七億五千六百六十三万円であります。前年度予算額三百七十九億五千二百七十六万四千七百円に比較いたしますと、五十七億九千八百八十七万円の増額となっております。

これを予算の主要経費別に区分いたしますと、公共事業関係費以外の経済企画庁一般の経費では、四十三億六千八百八十八万四千円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと、九億三千三百四十二万円の増額となっております。

公共事業関係費では、三百九十三億八千三百五十五万五千円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと、四十八億六千五百四十六万四千円の増額となっております。

次に、経費の内訳につきまして御説明申し上げます。

第一に、(項)経済企画庁として十八億四千一百四十五万五千円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと、四億八千五百六十五万四千円の増額となっております。

この経費は、人に伴う経費及び一般事務を処理するため必要な経費のほか、経済基本政策の企画立案及び調整、国民生活の充実対策、長期経済計画の策定、国土の総合開発、内外の経済動向調査及び分析等を行なうため必要なものであります。

昭和四十五年度におきましては、特殊法人「国民生活研究所」を改組拡充し、特殊法人「国民生活センター」(仮称)を設立するとともに、地方消費生活センターの増設、水質保全調査の充実など国民生活行政の強化に重点を置いております。

第二に、(項)国土調査費として十九億一千九百七十五万五千円を計上しております。前年度予算額

に比較いたしますと三億四千七百六十八万円の増額となっております。

この経費は、国土調査法に基づいて地方公共団体が行なう地籍調査等の経費の一部補助及び基準点測量等を行なうため必要なものであります。国土調査事業につきましては、昭和四十五年度を初年度とする新国土調査事業十カ年計画を策定し、その促進をはかることとしております。

第三に、(項)豪雪地帯対策特別事業費として一億三千四百三十三万三千円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと九百三十三万円の増額となっております。

この経費は、豪雪地帯において、地方公共団体が雪上車を購入する場合に、その経費の一部を補助するため必要なものであります。

第四に、(項)振興山村開発総合特別事業費として一億七百万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと一千七百万円の増額となっております。

この経費は、地方公共団体が、豪雪地帯にある振興山村において集落再編モデル事業を実施する場合及び社会開発のための模範施設として豪雪山村開発総合センターを建設する場合に、その経費の一部を補助するため必要なものであります。

第五に、(項)地域開発計画調査費として八千万円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと二千七百万円の増額となっております。

この経費は、各種の地域開発計画に関する調査及びこれに関する各省庁間の調整を行なうため必要なものであります。

このうちには、新たに、後進地域の開発に関する調査を行なうため必要な経費三千万円が含まれております。

研究調査並びに国民経済計算の分析等のため必要なものであります。

次に、公共事業関係費の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一に、離島振興関係事業費として二百五億四千五百三十五万五千円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと三十八億六千六百万円の増額となっております。

この経費は、離島における交通体系の整備と産業基盤及び生活環境施設の充実に重点を置いて必要な事業の推進を行なうためのもので、これによってできるだけ離島と本土との格差の是正をはかることとしております。

第二に、(項)水資源開発事業費として百十五億三千八百二十万五千円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと五億九千九百三十八万円の増額となっております。

この経費は、水資源開発公団が、利根川、淀川、筑後川、木曾川及び吉野川の各水系における開発事業等を継続実施するほか、新たに、完工施設の管理、堰が浦開発のための事業等の着工並びに琵琶湖開発及び寺内ダムに関する実施計画調査を行なうため必要なものであります。

第三に、(項)国土総合開発事業調整費として七十三億円を計上しております。前年度予算額に比較いたしますと四億円の増額となっております。

この経費は、各省各庁の所管する開発事業相互間の進展の不均衡の調整及び新全国総合開発計画の推進をはかるために実施する大規模、かつ、広域にわたる開発事業の調査について総合的な調整を行なうため必要なものであります。

以上、一般会計予算の概要を御説明申し上げます。また、次に、経済企画庁関係の財政投融資計画につきまして、簡単に御説明申し上げます。

まず、海外経済協力基金につきましては、最近における対外経済協力拡充の要請にこたえるため、事業規模として前年度に比し百六十億円増の七百三十億円を予定しております。この内訳は、

直接借款六百三十億円及び一般案件百億円でございます。

これに要する資金には、資金運用部資金から三百十億円の融資を受けるほか、一般会計からの出資金二百九十億円を含めた自己資金等四百二十億円を充てることにしています。

次に、東北開発株式会社につきましては、会社の経営基盤の整備強化をはかることに、大規模な開発事業に必要な調査等を実施することとし、事業資金として前年度と同額の十七億円を予定しております。これに要する資金には、産業投資特別会計からの出資金五億円のほか、公債債十一億円を含めた自己資金等十二億円を充てることにしております。

次に、水資源開発公社につきましては、(項)水資源開発事業費で御説明申し上げました利根川、淀川等五水系における開発事業の推進及び愛知、豊川用水の管理等のため、総事業費として前年度に對し三十四億円増の四百七億円を予定しております。

これに要する資金には、資金運用部資金から九十八億円の融資を受けるとともに、公債債三十五億円のほか、水資源開発事業費を含めた自己資金等二百七十四億円を充てることにしております。最後に、北海道東北開発公庫につきましては、資金需要の増大に對処するため、貸し付け規模として前年度に對し七十四億円増の五百二十億円を予定しております。

これに要する資金には、産業投資特別会計からの出資金五億円、資金運用部資金等政府資金と公募債で三百七十五億円のほか、自己資金等百四十億円を充てることにいたしております。以上をもちまして、経済企画庁関係の予算並びに財政投融資計画についてその概略を御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議のほど、お願いいたします。

ける公正取引委員会の業務の概略について、公正取引委員会委員長から説明を聴取いたします。谷村公正取引委員会委員長。

○政府委員(谷村裕君) 昭和四十四年中における公正取引委員会の業務の概略につきまして、お手元に資料をお届けいたしました。そのうち主要な点につきまして御説明いたします。

まず、わが国経済体制の変化に即応して、独占禁止政策を有効適切に推進し、そのあり方について広く有識者と意見を交換するとともに、その一層の理解を求めるため昭和四十三年十一月に設置しました独占禁止懇話会は、昭和四十四年中において十回の会合を開催いたし、管理価格、独占禁止政策の当面する諸問題などにつきまして審議いたしました。

次に、私的独占禁止法の施行に関する業務といたしましては、まず、国際契約などの届け出は千七百六十一件にのぼりましたが、企業合理化をはかるための技術導入契約が大部分を占めております。

会社の合併、営業譲り受け等の届け出は、それぞれ九百八十件、四百三件となっており、その内訳は、中小規模の会社が、近代化、合理化をはかるために合併を行なうものが大部分を占めております。なお、大企業の合併も増加傾向を示しております。なお、このうち一件につきましては、私的独占禁止法第十五条の規定に違反する疑いがあることとして、審判開始決定を行ない、審判手続を経た後、同意審決により処理いたしました。

再販売価格維持契約制度につきましては、物価対策の見地から、昭和四十四年中には、医薬品、化粧品、家庭用石けん及び歯みがきにつきまして、リベート・現品添付などの実態を調査しましたが、今後も引き続き指定商品の再検討を続けることと、個々の契約の内容につきましても、それが正当な行為の範囲を逸脱したり、また、一般消費者の利益を不当に害することのないよう厳重に監視を続けていく所存であります。なお、昭和四十四年中における再販売価格維持契約の成立届

けは七社、十件、これを累計しますと、昭和四十四年十二月末現在、九十三社、百二十八件となっております。

私的独占禁止法に基づく共同行為につきましては、昭和四十四年中には、企業合理化のための共同行為として、合成染料など四品目について、いずれも実施期間の延長を認可いたしました。

不正な取引方法に関する業務といたしましては、不当な歩積み・兩建て預金につきまして、その実態を把握するため、昭和四十四年五月末及び十一月末の二回にわたり、貸し出し先の中小企業者八千を対象にアンケート調査を実施いたしました。調査の結果によりますと、最近におきましては、拘束預金率は一〇%前後と、ほぼ横ばいの傾向を示しております。また十分満足すべき状態ではないと認められますので、公正取引委員会といたしましては、大蔵省の行政指導と相まって今後さらにその改善を進めるようにつとめてまいりたいと考えております。

私的独占禁止法違反被疑事件につきましては、昭和四十四年中に百七十四件につきまして審査を行ない、そのうち法的措置をとりましたものは、勧告二十三件、審決二十五件、そのうち四件は四十三年中に勧告したものでございます。さうになつておりました。消費物資の価格協定などがおもなものでございます。なお、家庭電器製品についての違法な再販売価格維持行為等九件について審判を行ないました。

下請代金支払遅延等防止法の施行に関する業務といたしましては、昭和四十四年中に下請代金の支払状況を中心に五千八百七十六の親事業所に對して調査を行ない、そのうち八件につきまして法第七十七条の規定に基づく勧告を行ないました。ほか、二百二十六件につきましては行政指導による事態の改善措置をとりました。また、手形期限の短縮を促進するため主要業種ごとに標準的な手形期限を設け、関係団体の協力を得て、機会あるごとにその周知徹底をはかつております。

不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する業務といたしましては、同法第三条の規定に基づき、懸賞制限告示の改正をいたしましたほか、ルームクーラー業など四業種における景品類の提供に関する制限の告示を制定または改正し、また、第六条の規定に基づき、過大な景品類の提供十七件、不当表示五十三件につきまして排除命令を行ないました。そのほか、カラーテレビなど六業種、内訳は景品関係二件、表示関係四件であります。その六業種につきまして公正競争規約を認定いたしました。

また、同法の運用に資するため、消費者モニターを選定いたしました。景品つき販売、不当表示等に関する意見を求め、これを公正取引委員会の行なう消費者行政に反映させるようにいたしました。このほか、昭和四十四年中における経済実態の調査といたしましては、管理価格調査、流通支配調査、巨大企業の市場行動調査及び集中度調査を行ないました。

最後に、昭和四十五年度の公正取引委員会の予算案でございますが、本国会にお願いいたしております公正取引委員会の予算は、総額五億七千五百八十二万二千円でございます。昭和四十四年度と比較いたしますと一億百三十二万六千円の増額となつております。そのうち新庁舎新築に伴う移転等に必要経費二千六百十三万六千円が含まれております。事務局定員九名の増員に伴う経費、私的独占禁止法施行経費、下請代金支払遅延等防止法施行経費、不当景品類及び不当表示防止法施行経費の増額などがそのおもなものとなっております。

今後、公正取引委員会の業務は、一層重要性を増すとともに、従来にも増して繁忙の度を加えるものと考えておりますが、皆さま方の御支援を得まして重責を果たしたいと思っております。何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

○委員長(村上春蔵君) この際、おはかりをいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査の一環として、石炭対策に関する小委員会を設置いたしました。と存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。つきましては、小委員の数及び人選並びに小委員長の人選は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。

それでは小委員の数は十名とし、小委員に川上為治君、井川伊平君、剣木幸弘君、山本敬三郎君、阿具根登君、大矢正君、竹田現照君、矢追秀彦君、田淵哲也君、須藤五郎君を指名いたします。また、小委員長には川上為治君を指名いたします。

なお、小委員の辞任及びその補欠の選任並びに小委員会から参考人の出席要求がありました場合の取り扱いにつきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認め、さよう取り計ります。

速記をとめて。

「速記中止」

○委員長(村上春蔵君) 速記をつけて。

通商産業大臣が出席されましたので、この際、通商産業大臣の所信を聴取いたします。通商産業大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) おかれて御迷惑をおかけいたしました。おわびいたします。

第六十三回国会における商工委員会の御審議をいただくに先立ち、通商産業行政に関する所信の一端を申し述べます。

顧みますと、一九六〇年代は、わが国経済が急速な発展を遂げ、これに伴ってわが国の国際的地位が著しく向上した時代であります。一九七〇年代におきましても、この成果を踏まえた一そりの

飛躍と前進が期待されておりますが、反面、内外の経済環境は大きく変動しつつあります。

国際的には、残存輸入制限品目の自由化、資本取引の自由化の推進、特惠関税供与の問題をはじめ、わが国経済の国際化が課題とされており、また、国内的には、労働力需給の逼迫、物価、過密・公害問題等を早急に解決しなければなりません。

このようなときに、通商産業大臣に就任いたしました。責任の重大さを痛感いたしますと同時に、微力ではございますが、七〇年代における一そりの発展への端緒を開くため努力を重ねる所存でございます。

このように見地から、今後の通商産業行政の重点につきましても、御説明申し上げたいと存じます。

第一は、わが国経済の新たな飛躍を実現し、また、世界経済の発展に対しても積極的に寄与するため、わが国経済の国際的展開をはかっていくこととあります。

このため、まず、輸入及び資本取引の自由化を推進するとともに、わが国産業の自主性を保持しつつ、これらの自由化措置を円滑に進めるため、引き続き産業の構造改善と企業体質の強化を促進しなければなりません。特に、繊維産業等につきましても、最近における国際環境の変化にかんがみ、その構造改善を強力に推進することが必要であります。また、一次産品の開発輸入事業の拡大等、発展途上国に対する経済協力を一そり積極的に進めるとともに、海外投資を促進するため、輸出保険法を改正して海外投資保険制度の拡充をはかることとしております。

さらに、このような経済の国際的展開を可能にする基盤としての貿易の振興につきましても、輸出会議を貿易会議に改組し、輸出、輸入等を総合した貿易政策を展開するとともに、日本輸出入銀行の資金の充実、日本貿易振興会の事業の拡充をはかるほか、輸出品の高級化を進めるため、輸出中小企業製品の統一ブランド事業の推進に関する

新たな立法措置を講ずることとしております。

第二は、公害の発生、物価の上昇、消費者問題など経済の発展に伴うゆがみを解消するため、産業政策の目標として人間の回復を重視し、関連施策を拡充、強化する必要があることとあります。

公害対策につきましても、防止技術の開発、企業に対する事前指導の強化等のほか、とくに緊急を要する大気汚染対策として、重油脱硫に対する脱硫軽減の措置を実施するなど低硫黄化対策を推進することとしております。

さらに、公害・保安行政を総合的かつ強力に実施するため、鉱山保安局を改組し、公害保安局を設置したいと考えております。

消費生活の安全性の確保をはじめとする消費者対策につきましても、引き続ききめこまかい配慮を加えてまいりたいと考えております。また、消費者対策に関連して、最近の消費者物価の上昇は問題のあるところであり、中小企業、流通部門の生産性向上のおくれに基因するところも大きいことから、これら部門の近代化を中心とする対策を一そり促進するとともに、輸入政策の活用などにつとめてまいりたいと考えております。

第三は、経済の急速な拡大に対処するため、経済発展の基礎条件である基礎資源、工業用地、工業用水などの確保をはからねばならない点であります。

まずまず大型化が予想されるわが国経済にとって、海外依存度のきわめて高い石油、非鉄金属をはじめとする基礎資源の安定的かつ低廉な供給を確保することは、その発展にとって不可欠の要件となっております。このような見地から、わが国企業の手による海外資源の開発を促進することが特に必要とされておりますので、石油開発公団、金属鉱物探鉱促進事業団の業務の拡充等につとめる考えであります。さらに、石油をはじめとする鉱物資源の賦存有有望視されている大陸などの開発を促進するため所要の立法措置を講ずることとしております。

また、産業立地政策につきましても、工業用水道の建設に対する助成を拡大するとともに、大規模工業基地の計画的開発、農村地域における工業の新規立地の推進など所要の対策を講じて産業立地の適正化をはかることとしております。

第四は、中小企業、流通部門の近代化についてであります。資本自由化の進展、労働力需給の逼迫、物価の上昇など内外経済情勢の変化に対処するためには、生産性向上の面で立ちおくれているこれらの分野における近代化、合理化を強力に推進しなければなりません。

現在、中小企業の側におきましても、その近代化、高度化に対する意欲が高まっておりますので、これを助長するため、中小企業振興事業団の高度化資金を大幅に拡充するとともに、中小企業関係政府金融機関の融資規模の拡大をはじめ金融対策を強化するほか、業種別の構造改善対策を引き続き強力に推進することとしております。

また、新たに、下請関係にある中小企業につきましても、親企業の協力を得てその近代化を計画的に進めることにより、自主性の高い下請企業とするため、所要の助成措置を含んだ法律の制定を予定しております。なお、環境変化の影響を特に強く受ける小規模企業に対して、経営改善普及事業の充実など小規模企業対策の一そりの充実につとめる所存であります。

流通部門の合理化につきましても、卸総合センター、卸商業団地、大規模ショッピングセンター、商店街の近代化等を引き続き促進するとともに、新たに、流通活動のシステム化を通じて流通機能の高度化と生産性の向上をはかるため、近代的集配センターの整備に対する助成措置をはじめ所要の対策を実施することとしております。

第五は、今後のわが国経済の発展にとって、独創的な技術の開発や、新しい産業分野の開拓など、いわば、未知なるものへの挑戦が必要とされていることとあります。

このため、まず、技術開発力の強化につきましても、大型プロジェクトに大深度遠隔操作海底石油

掘削装置を新テーマとして追加するとともに、工業技術院傘下の試験研究所における特別研究を拡充するなど、施策の強化、充実を行なうこととしております。なお、特許制度につきましては、時代の進展に即応し、出願の処理を迅速化するため、出願の早期公開制度の導入などに関する特許法等の改正につきまして、再度御審議をわずらわしいと考えております。

次に、情報化の進展に対処して情報処理の振興をはかるため、ソフトウェア開発資金の貸し付けにかかる債務保証、汎用プログラムの開発等を行なう情報処理振興事業協会の設立等、情報処理の振興に關し所要の立法措置を講ずるとともに、日本電子計算機株式会社の国産電子計算機レンタル資金の確保、情報処理関連技術の研究開発の推進等施策の強化につとめ、七〇年をわが国における情報化の幕あけの年としたいと考えております。

さらに、新しい産業分野の開拓につきましましては、次期民間中型ジェット輸送機の開発助成を行なうほか、海洋開発産業、住宅産業等に対する金融上の助成、関連技術の開発等の振興対策を講ずることとしております。

最後に、石炭対策につきましましては一昨年十二月の石炭鉱業審議会及び中央鉱山保安協議会の答申に基づき、いわゆる第四次石炭対策を実施しつつあります。昭和四十五年度におきましても、石炭鉱業の再建と保安の確保をはかるため、所要の対策を講ずるとともに、やむを得ず発生する終閉山につきましましては、これに伴う社会的影響を緩和するため、十分な配慮を払ってまいる所存であります。

なお、このほか、ガス事業法の一部を改正する法律案と機械類賦税信用保険法の一部を改正する法律案を提出いたしておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上申し述べました施策を中心として、昭和四十五年度一般会計予算に九百七十三億圓、石炭対策特別会計に八百六十六億圓をそれぞれ通商産業省分として計上するとともに、財政投融资計画に

おいても通商産業省関係として一兆一千四百七十四億圓を予定しております。

私は、以上の諸施策の実施を通じて、豊かな国民生活の実現とわが国経済の繁栄のため最善を尽くす所存でございますが、委員各位におかれましては、一そうのご理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(村上春蔵君) ただいまの所信表明に対し、質疑のある方は御発言をお願いします。速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(村上春蔵君) 速記を始めて。この際、輸出中小企業製品統一商標法案を議題といたします。

まず、通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、続いて政府委員から補足説明を聴取いたします。宮澤通商産業大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) 輸出中小企業製品統一商標法案につきましまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国の繊維工業品、雑貨工業品等の中小企業製品の輸出は、国内にあつては人手不足に起因する生産コストの上昇により、また、海外にあつては発展途上国の工業化に伴う激しい追い上げを受けて、近年伸び悩みの傾向にあり、これらの生産にかかわる中小企業にとつて大きな問題となつております。

このような情勢に対処してわが国の中小企業製品の輸出振興をはかるためには、発展途上国の製品と峻別し得る先進工業国にふさわしい優良高級品を、その品質に相応した価格で輸出し得る体制を確立することが必要であります。

しかしながら、従来、わが国の中小企業製品は、ややもすれば仕向け国の輸入業者の主導権のもとに輸出されてきたために、わが国製品独自の商標をもつてする市場開拓に欠けるところがあつたのであります。

本法案は、このようなわが国中小企業製品につきましまして、特に品質のすぐれたものを対象とし

て、中小企業が結束して統一商標を定め、これを海外に普及せしめることにより、わが国の中小企業製品の優良高級品としての声価を確立し、輸出の振興と中小企業の振興をはかることを目的としております。

次に、法律案の要旨を御説明いたします。

まず第一に、生産を行なう事業者の大部分が中小企業者である貨物のうち、海外市場における声価の向上をはかるには、品質の向上と商標の適切な使用とが特に必要である貨物を特定貨物として政令で指定いたします。そしてこの特定貨物の生産を行なう者を構成員とする商工組合等の中小企業団体は、統一商標を付する特定貨物の品質の基準、特定貨物の品質の検査を行なう機関、統一商標の使用及び管理の方法等を内容とする統一商標規程を作成し、主務大臣の認定を受けることができることといたします。

第二に、統一商標を付した特定貨物は、検査機関により統一商標規程に定められた品質の基準に合格した旨の表示を付されたものでなければ輸出してはならないこととし、これを輸出通関に際して税関において確認することといたします。

第三に、以上のほか、主務大臣が統一商標規程を認定した場合に、その要旨を公示すること、認定の取り消し、輸出制限の適用除外、罰則等について所要の規定を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(村上春蔵君) 続いて後藤貿易振興局長。

○政府委員(後藤正記君) お許しを得まして、若干補足説明をさせていただきます。

場における声価の向上のため、統一商標の使用の保護に關する措置を講ずることにより、その適切な使用を促進してこれらの製品の輸出の振興をはかり、あわせて中小企業の振興に資することを目的とするのを第一条に規定いたしているのであります。

次に、この法律が適用される貨物の範囲であります。第二条第一項の規定によりまして、その生産を行なう事業者の大部分が中小企業者であるところの中小企業製品のうち、海外市場における声価の向上をはかりましたためには、品質の向上と商標の適切な使用とが特に必要である貨物を特定貨物として政令で定めることといたします。

このように特定貨物として指定され得るものを限定いたしましたのは、現在わが国において、賃金コストの上昇と発展途上国の追い上げの影響を最も強く受けて、品質の高級化とそれにふさわしい価格による販売の実現が最大の課題になつてい

るのが中小企業の製品であるからであります。また、第二条第二項の規定により、この法律の対象とする「団体」につきましまして、商工組合をはじめとする中小企業団体であつて、特定貨物の生産者をその構成員とするものと定めております。

第二章では統一商標規程の認定に關する規定を設けております。すなわち、第三条第一項および第二項の規定によりまして、さきに述べたような中小企業団体であつて、特定貨物のわが国輸出額においてその構成員の輸出額が相当のシェアを占めておりますものは、統一商標、統一商標を付すべき特定貨物の品質の基準、統一商標を海外市場に普及するための宣伝、展示会等の事業計画を含む統一商標規程を作成し、主務大臣の認定を受けることができることといたします。

ここで統一商標規定の認定を求め得る中小企業団体をこのように限定いたしましたのは、この法律によりまして統一商標の普及及び統一商標を付した特定貨物の輸出取引等に際しまして、多数の中小企業が結束してこれを行なうことが必要であると考えたからであります。

過しない者

二 第二十八條第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者

三 電気工事業者であつて法人であるものが第二十八條第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内にその電気工事業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 第二十八條第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業者を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

五 法人であつて、その役員のうち前四号の一に該当する者があるもの

六 営業所について第十九條に規定する要件を欠く者

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録証の交付)

第七條 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三條第一項又は第三項の登録をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

(登録行政庁の変更の場合における経過措置等)

第八條 通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者がその登録を受けた後の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつて引き続き電気工事業者を営もうとするときは、その日から三十日間は、当該登録は、なおその効力を有するものとする。その者がその期間内に第三條第一項の都道府県知事の登録を申請した場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する者は、同項前段に規定する場合に該当して第三條第一項の都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者は、その登録を受けた後次の各号の一に該当して引き続き電気工事業者を営もうとする場合(次条第一項の規定により他の電気工事業者の地位を承継したことにより次の各号の一に該当して引き続き電気工事業者を営もうとする場合を除く。)において第三條第一項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

一 二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき

二 当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき

(承継)

第九條 電気工事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は電気工事業者について相統若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相統人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その電気工事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相統人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第六條第一項第一号から第五号までの一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により電気工事業者の地位を承継した者は、次の各号の一に該当するときは、その承継に係る事業であつて第三條第一項若しくは第三項の都道府県知事の登録を受けたもの又は自ら同条第一項若しくは第三項の都道府県知事の登録を受けた事業について、その承継の時に同条第一項の通商産業大臣の登録を受けたものとみなす。

一 通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者が都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき

二 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者が通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位又は他の都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき

三 電気工事業者でない者が、同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき、又は都道府県知事の登録を受けた二以上の電気工事業者の地位を承継したとき(その登録をした都道府県知事が同一であるときを除く)。

3 第一項の規定により電気工事業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、承継の日(相統の場合にあつては、その相統の開始があつたことを知つた日)から三十日以内に、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の届出)

第十條 電気工事業者は、第四條第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更日のから三十日以内に、その旨をその登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた電気工事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

3 第四條第二項の規定は第一項の規定による届出に、第五條及び第六條の規定は同項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃止の届出)

第十一條 電気工事業者は、電気工事業者を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、その旨をその登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第十二條 電気工事業者は、登録証をよこし、損じ、又は失つたときは、その登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)

第十三條 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者が第八條第三項に規定する場合において第三條第一項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

2 電気工事業者が第九條第二項の規定により第三條第一項の通商産業大臣の登録を受けたものとみなされたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

3 電気工事業者が電気工事業者を廃止したときは、その者に係る第三條第一項又は第三項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

(登録の消除)

第十四條 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録証の返納)

第十五條 電気工事業者は、その登録が効力を失つたときは、その日から三十日以内に、その登録をした通商産業大臣又は都道府県知事にその登録証を返納しなければならない。

(電気工事業者登録簿の贈本の交付等)

第十六條 何人も、通商産業大臣又は都道府県知事に對し、その登録をした電気工事業者に關する電気工事業者登録簿の贈本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の消除の場合における電気工事の措置)
第十七条 第十四条の規定により電気工事業者が登録を消除された場合においては、電気工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の消除前に締結された請負契約に係る電気工事を引き続いて施工することができる。この場合において、当該電気工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の消除の後、遅滞なく、その旨を当該電気工事の注文者に通知しなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該電気工事の施工の差止めを命ずることができる。

3 第一項の規定による電気工事を引き続いて施工する者は、当該電気工事を完成する目的の範囲内においては、なお電気工事業者とみなす。

4 電気工事の注文者は、第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その電気工事の請負契約を解除することができる。

(省令への委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、登録の手続、電気工事業者登録簿の様式その他登録に関する手続的事項については、通商産業省令で定める。

第三章 業務

(主任電気工事士の設置)

第十九条 電気工事業者は、その営業所ごとに、その業務に係る電気工事の作業を管理させるため、電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後電気工事士に關し三年以上の実務の経験を有する電気工事士であつて第六条第一項第一号から第四号までに当該しないものを、主任電気工事士として、置かなければならない。

2 前項の規定は、電気工事業者（法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員）が電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後電気工事士に關し三年以上の実務の経験を有する電気工事士であるときは、その者が自ら主としてその業務に従事する営業所については、適用しない。

3 電気工事業者は、次の各号に掲げる場合においては、当該営業所につき、当該各号の場合に該当することを知られた日から二週間以内に、第一項の規定による主任電気工事士の選任をしなければならない。

一 主任電気工事士が第六条第一項第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
二 主任電気工事士が欠けるに至つたとき（前項の営業所について、第一項の規定が適用されるに至つた場合を含む）。

三 新たに営業所を設置したとき。
(主任電気工事士の職務等)

第二十条 主任電気工事士は、電気工事による危険及び障害が発生しないように電気工事の作業の管理の職務を誠実に行なわなければならない。

2 電気工事の作業に従事する者は、主任電気工事士がその職務を行なうため必要があると認めずる指示に従わなければならない。

(電気工事士でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止)

第二十一条 電気工事業者は、その業務に關し、電気工事士でない者を電気工事の作業（電気工事士法第三條の通商産業省令で定める作業を除く。以下同じ）に従事させてはならない。

(電気工事業者でない者に請け負わせることの禁止)
第二十二条 電気工事業者は、その請け負つた電気工事を電気工事業者でない者に請け負わせてはならない。

(電気用品の使用の制限)
第二十三条 電気工事業者は、電気用品取締法第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の表示が附されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはならない。

2 電気用品取締法第二十七条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(器具の備付け)
第二十四条 電気工事業者は、その営業所ごとに、絶縁抵抗計その他の通商産業省令で定める器具を備えなければならない。

(標識の掲示)
第二十五条 電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の通商産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)
第二十六条 電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第四章 監督
(危険等防止命令)
第二十七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、当該電気工事業者に対し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気工事業者が故意又は過失により電気工事を粗雑にしたために危険及び障害が発生したとき、又は発生するおそれが大であるとき。
二 第二十三条又は第二十四条の規定に違反して電気工事業を営んでいるとき。

2 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けた電気工事業者であつて当該都道府県の区域内において業務を行なうものが前項各号の一に該当する場合においては、当該電気工事業者に対し、当該都道府県の区域内における業務に關し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による処分をし

たときは、遅滞なく、その旨を当該電気工事業者の登録をした都道府県知事に通知しなければならない。

(登録の取消し等)

第二十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。
二 第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十九条第三項、第二十一条又は第二十二條の規定に違反したとき。

四 前条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けたとき。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

3 第十七条第一項の規定は、電気工事業者が第一項の規定により事業の停止を命ぜられた場合に準用する。

(報告及び検査)

第二十九条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、通商産業大臣にあつては電気工事業を営むすべての者について、都道府県知事はあつては当該都道府県の区域内で電気工事業を営む者（通商産業大臣の登録を受けた者を除く）について、その業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に営業所、電気工事の施工場所その他業務に關係のある場所に立ち入り、その業務に關係のある帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。ただし、個人の居住の用に供されている場所は、關係者の承諾

を得た場合でなければ、立ち入らせてはならない。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第三十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第二十八条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服申立ての手續における聴聞)

第三十一条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く)は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

第五章 雑則

(手数料)

第三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

納付しなければならない者	金 額
一 第三条第一項の登録を受けようとする者	一件につき 八千円
二 第三条第三項の更新の登録を受けようとする者	一件につき 四千円
三 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき 四百円
四 電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき 百円
五 電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき 百円

2 前項の手料は、通商産業大臣若しくは通商産業局長が行なう第三条第一項若しくは第三項の登録若しくは登録証の訂正若しくは再交付を受け又は通商産業大臣若しくは通商産業局長に対し電気工事業者登録簿の謄本の交付若しくは電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者の納付するものについては、同条の他の者の納付するものについては当該都道府県の収入とする。

(苦情の処理)

第三十三条 通商産業大臣又は都道府県知事は、

その登録を受けた電気工事業者と注文者との間の電気工事に関して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。

(建設業者に関する特例)

第三十四条 第二章及び第二十八条中登録の取消しに係る部分の規定は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に規定する建設業者には、適用しない。

2 前項に規定する者であつて電気工事業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第三条第一項の通商産業大臣又は都道府県知事は、

登録を受けた電気工事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

3 第一項に規定する者は、電気工事業を開始したときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があつたとき、又は電気工事業を廃止したときも、同様とする。

4 電気工事業者が建設業法第二条第三項に規定する建設業者となつたときは、その者に係る第三条第一項又は第三項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失ふ。

(権限の委任)

第三十五条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行なわせることができる。

第六章 罰則

(罰則)

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項又は第三項の登録を受けないで電気工事業を営んだ者

二 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けた者

三 第二十八条第一項の規定による命令に違反した者

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十一条の規定に違反して電気工事の作業に従事させた者

二 第二十二條の規定に違反して電気工事業者でない者に請け負わせた者

第三十八条 第二十三条の規定に違反して電気用品を使用した者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第三項の規定に違反して主任電気工事士の選任をしなかつた者

二 第二十四条の規定に違反して同条に規定する器具を備へなかつた者

第四十条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項又は第三十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第一項後段の規定(第二十八条第三項において準用する場合を含む)に違反して通知をしなかつた者

三 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第八条第二項若しくは第三項、第九条第三項又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

三 第二十五条の規定に違反して標識を掲げない者

四 第二十六条の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に電気工事業を営んでいる者(建設業法第二条第三項に規定する建設業者であつて電気工事業を営んでいるものを除く)は、この法律の施行の日から三月間、この法律の施行の登録を受けなくても、引き続き電気工事業を営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により電気工事業を営むことができる者に対するこの法律の規定の適用については、この法律の施行の日から三年間は、この法律の施行の際現にその者が設けている営業所に置かれている電気工事士又は自らその業務を行なつてゐる電気工事士であるその者(法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員)であつて電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後電気工事士に三年以上の実務の経験を有しないものは、その者が設けている営業所に置かれてゐる間又はその者がその業務を行なつてゐる間に限り、第十九条第一項又は第二項の実務の経験を有する電気工事士とみなす。

3 第十七条の規定は、第一項の規定により電気工事業を営むことができる者の登録が第六条の規定により拒否された場合に準用する。

第三条 この法律の施行の際現に建設業法第二条第三項に規定する建設業者であつて電気工事業を営んでいるものについては、第三章の規定は、この法律の施行の日から三月間は、適用しない。

2 前項に規定する者であつてこの法律の施行の日から三月を経過する際現に電気工事業を営んでいるものは、通商産業省令で定めるところにより、この法律の施行の日から三月を経過した日から三十日以内に、通商産業省令で定める事

項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 前条第二項の規定は、第一項に規定する者に準用する。

(罰則)

第四条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第三項において準用する第十七条第一項後段の規定に違反して通知をしなかつた者

二 前条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

三月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案

一、輸出保険法の一部を改正する法律案

機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案
機械類賦払信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

機械類信用保険法
第一条中「機械類の割賦販売契約」を「機械類に係る割賦販売契約及び購入資金借入保証契約」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「購入資金借入保証契約」とは、政令で定める期間にわたり、かつ、三回以上に分割して償還することを条件として機械類

の購入者が銀行その他の金融機関から借り入れる当該機械類の購入資金に係る債務を当該機械類を製造し、又は販売する者が保証する契約をいう。

第三条第一項中「機械類賦払信用保険」を「機械類信用保険」に改め、同条第二項中「機械類賦払信用保険」を「機械類信用保険」に、「機械類の割賦販売契約」を「割賦販売契約又は購入資金借入保証契約」に改め、「代金の額」の下に「又は製造業者等が当該購入資金借入保証契約に基づいて当該債務者に代わつて弁済をした金額のうち借入金若しくは遅延利息以外の利息(以下「借入金等」という)であつて当該購入資金借入保証契約に係る販売契約に基づいて機械類を引き渡した後に償還期日若しくは支払期日(以下「償還期日等」という)の到来するものの額」を加え、同条第三項第一号中「当該割賦販売契約」の下に「又は購入資金借入保証契約」を加える。

第四条中「受領すべき金額」の下に「又は購入資金借入保証契約に基づく保証に係る借入金等であつて当該購入資金借入保証契約に係る機械類を引き渡した後に償還期日等の到来するものの額」を加える。

第五条を次のように改める。

(保険金)
第五条 第三条第二項の保険関係に基づいて政府がてん補すべき額は、保険価額のうち割賦販売契約にあつては第一号に掲げる金額から、購入資金借入保証契約にあつては第二号に掲げる金額から第三号及び第四号に掲げる金額を控除した残額に、百分の五十を乗じて得た金額とする。

一 製造業者等が返済期において支払を受けることができなかつた代金の額(会社更生法昭和二十七年法律第七十二号)の規定による更生手続開始の決定があつた場合その他これに準ずる場合において、当該返済期後において返済期に到来する代金を将来にわたつて回

収することができないことが確定であると認められるときは、その代金の額を加えた金額)

二 製造業者等が当該債務者に代わつて弁済をした借入金等であつて償還期日等の到来したものの額(会社更生法の規定による更生手続開始の決定があつた場合その他これに準ずる場合において、当該債務者に代わつて弁済をした借入金等であつて当該償還期日後において償還期日等の到来するものの額を将来にわたつて求償することができないことが確定であると認められるときは、その借入金等の額を加えた金額)

三 当該割賦販売契約又は購入資金借入保証契約に係る機械類の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講ずることにより回収した金額

四 返済期において支払を受けることができなかつたこと又は当該債務者に代わつて弁済をしたことにより支出を要しなかつた金額

第八条中「代金の回収」の下に「若しくは同項の保険関係が成立した購入資金借入保証契約に基づいて当該債務者に代わつてした弁済の求償」を、「その割賦販売契約」の下に「若しくは購入資金借入保証契約」を加える。

第九条中「返済期」の下に「又は償還期日等」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に成立している改正前の機械類賦払信用保険法(以下「旧法」という)第三条第二項の保険関係については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定により政府と製造業者等との間に締結されている昭和四十五年度に係る保険契約(以下「同保険契約」という)については、なお従前の例による。

四 本邦外において行なり事業の用に供する不動産若しくは設備に關する權利若しくは鉱業權、工業所有權その他の權利又はこれらに類する利益（以下「不動産に關する權利等」という。）の取得

に対する配当金若しくは貸付金債権若しくは社債等の利子(以下「配当金等」という。又は

項第三号の損害の発生直前に評価した額と当該事故故権利等の取得のための対価の額とのいず

失（前条第二項第一号から第三号までの一に該当する事由によるものを除く。）により取得

した金額又は取得し得べき金額(送金不能額が含まれる場合にあつては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額)とその喪失した元本等の取得のための対価の額とのいづれが多い金額

二 当該事由が発生前における前条第二項第一号から第三号までの一に該当する事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額

三 第一項各号又は前項各号規定する金額

四 政府は、第一項及び前項の規定にかかわらず、前条第二項第一号から第三号までの一に該当する事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額のうち次の各号の一に該当する事由により本邦に送金することができない金額(その事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能取得額」という。)が生じたときは、第一項及び前項の規定により算定した政府がてん補すべき額のほか、その額と第一項第二号又は前項第二号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第一項第二号又は前項第二号に規定する金額とみなして第一項及び前項の規定を適用して算定した政府がてん補すべき額との差額をてん補しなければならない。

一 外国政府等による没収

二 外国政府等による管理(政令で定める期間以上の期間継続して行なわれたものに限る。)

三 前二号に準ずる事由であつて、政令で定めるもの

第十四条の四中「事故株式等」を「事故元本若しくは事故権利等」に、「対価の回収」を「対価若しくは取得金等に係る送金不能額の回収又は事故配当金請求権等に関する権利の行使」に改める。

第十四条の五中「第十四条の三第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第五章の三を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に政府が引き受けた海外投資元本保険及び海外投資利益保険については、その海外投資元本保険又は海外投資利益保険の保険契約が更改により海外投資保険の保険契約とされた場合を除き、なお従前の例による。

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、輸出中小企業製品統一商標法案

輸出中小企業製品統一商標法案

輸出中小企業製品統一商標法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 統一商標規程の認定(第三条―第十二条)

第三章 検査等(第十三条―第十六条)

第四章 雑則(第十七条―第二十一条)

第五章 罰則(第二十二条―第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、輸出向けに出荷される中小企業製品のうち品質がすぐれたものについて、海外市場における声価の向上のため、統一商標の使用の保護に関する措置を講ずることにより、その適切な使用を促進してこれらの製品の輸出の振興を図り、あわせて中小企業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定貨物」とは、その生産を行なう事業者の大部分が中小企業者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)第五条第一号又は第三号に該当する者をいう。)である貨物のうち、海外市場における声価の向上を図るには、品質の向上と商標の適切な使用とが特に必要である貨物と

して政令で定めるものをいう。

2 この法律において「団体」とは、商工組合、商工組合連合会その他これらに準ずる団体であつて政令で定めるもののうち、特定貨物の生産の事業を、その直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)の資格として定款で定められる事業とするものをいう。

3 この法律において「統一商標」とは、団体及びその構成員の統一的使用に供される商標であつて、輸出向けに出荷される特定貨物について使用されるものをいう。

第二章 統一商標規程の認定

(認定)

第三条 団体であつて、その構成員が輸出向けに出荷する特定貨物の出荷額の当該特定貨物の総輸出額に対する比率が政令で定める率をこえていゝものは、統一商標に關し、統一商標規程を作成し、これを主務大臣に提出して、その統一商標規程が適當である旨の認定を受けることができる。

2 統一商標規定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 統一商標

二 統一商標を附する特定貨物の品質の基準

三 特定貨物の品質が前号に規定する基準に適合するかどうかについての検査(以下単に「検査」という。)を行なう機関の名称並びにその検査の能力及び方法

四 統一商標の使用及び管理の方法

四 統一商標規定には、団体の定款その他主務省令で定める書類を添附しなければならない。

(欠格事項)

第四条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の認定(以下単に「認定」という。)を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十一条第四号から第七号までの規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行なう役員のうち第一号に該当する者がある者

第五条 主務大臣は、認定の申請があつた場合において、その申請に係る統一商標規程が次の各号に該当するものであると認めるときは、認定をするものとする。

一 統一商標が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 特定貨物の品質の基準が主務省令で定める基準に適合するものであること。

三 検査を行なう機関並びにその検査の能力及び方法が主務省令で定める基準に適合するものであること。

四 統一商標の使用及び管理の方法が特定貨物の輸出の振興を図るため適切なものであること。

(認定に関する公示)

第六条 主務大臣は、認定をしたときは、その認定に係る統一商標規程の要旨を官報で公示しなければならない。

(認定の有効期間)

第七条 認定の有効期間は、その認定をした日から五年とする。

2 前項の有効期間は、申請により更新することができる。

3 第一項の有効期間の更新に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(変更認定)

第八条 認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、第三条第二項各号に掲げる事項について統一商標規程を変更しようとするときは、主務大臣の変更認定を受けなければならない。

2 第三条第三項の規定は前項の変更認定の申請

について、第五条及び第六条の規定は同項の変更認定について準用する。

(廃止の届出)

第九条 認定団体は、認定に係る統一商標規程（前条第一項の変更認定があつたときは、その変更後のものとし、以下「認定規程」という。）に定める統一商標（以下「認定商標」という。）に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。（認定の失効）

第十条 認定団体が認定商標に関する業務を廃止したときは、認定は、その効力を失う。

(認定の取消し)

第十一条 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合においては、当該認定を取り消すことができる。

一 認定団体の構成員が輸出向けに出荷する特定貨物の出荷額の当該特定貨物の総輸出額に対する比率が第三条第一項の政令で定める率以下となつたとき。

二 認定商標が第五条第一号の通商産業省令で定める基準に適合しないものとなつたとき。

三 認定規程に定める検査を行なう機関（以下「検査機関」という。）並びにその検査の能力及び方法が第五条第三号の主務省令で定める基準に適合しないものとなつたとき。

四 認定商標の使用及び管理が認定規程に定める方法に従つて実施されていまいと認められるとき。

五 認定団体が第四条第三号に該当するに至つたとき。

六 認定団体がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

七 認定団体が不正の手段により認定又は第八条第一項の変更認定を受けたとき。

(失効の公示)

第十二条 主務大臣は、認定がその効力を失つたことを確認したとき、又は前条の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報で公示し

なければならない。

第三章 検査等

(検査及び表示)

第十三条 認定団体又は認定団体から認定商標の使用の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、認定商標を附した特定貨物について検査機関が行なう検査を受け、これに合格したときは、当該検査機関に対し、当該特定貨物又はその包装に主務省令で定める方式による表示を附することを求めることができる。

2 検査機関は、認定商標が附された特定貨物について当該認定規程に定める検査の方法により検査を行ない、その品質が当該認定規程に定める基準に適合していると認めて前項の表示を附する場合を除き、特定貨物又はその包装に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

3 検査機関以外の者は、特定貨物又はその包装に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

(輸出の制限)

第十四条 認定商標又はこれに類似する商標が附された特定貨物は、当該特定貨物に係る第六条の規定による公示の日から起算して二月を経過した日以後当該認定が効力を失うまでの間は、前条第一項の表示が同条第二項に規定するところにより附されたものでなければ、輸出してはならない。

(輸出の制限の適用除外)

第十五条 前条の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

一 商標法（昭和三十四年法律第二百七十七号）第三十二条第一項の規定に基づき、特定貨物について認定商標と同一の商標又はこれに類似する商標を使用する権利を有する者が当該商標を附した当該特定貨物を輸出する場合

二 一時的に出国する者が本人の使用に供することを目的とする特定貨物であつて必要と認

められるものを携帯して輸出する場合その他主務省令で定める場合

(輸出停止命令)

第十六条 通商産業大臣は、第十四条の規定に違反して特定貨物を輸出した者に対し、一年以内の期間を限り、特定貨物の品目を定め、その輸出の停止を命ずることができる。

第四章 雑則

(輸出入取引審議会への諮問)

第十七条 主務大臣は、第二條第一項又は第三條第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、輸出入取引審議会に諮問しなければならない。

(報告の徴収)

第十八条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、使用者に対し、その輸出向けに出荷する特定貨物に關し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定団体又は検査機関に対し、その業務の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、使用者の所有する特定貨物の保管の場所に立ち入り、その特定貨物を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定団体又は検査機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状況又は特定貨物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(表示の除去等)

第二十条 主務大臣は、前条第一項又は第二項の

規定によりその職員に特定貨物を検査させた場合において、当該特定貨物が次の各号の一に該当するときは、その表示を除去し、又はこれに消印を附することができる。

一 当該特定貨物又はその包装に第十三条第二項又は第三項の規定に違反して表示が附されているとき。

二 前号に掲げる場合のほか、第十三条第一項の表示が附されている場合において、当該特定貨物の品質が当該認定規程に定める基準に適合していないとき。

(主務大臣及び主務省令)

第二十一条 この法律において主務大臣は、通商産業大臣及び当該特定貨物の生産を所掌する大臣とする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五章 罰則

第二十二条 第十六条の規定による命令に違反して特定貨物を輸出した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定に違反して表示を附した検査機関の役員又は職員

二 第十三条第三項の規定に違反して表示を附した者

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十九条第一項又は第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対して、各本条の罰金刑を科する。

第二十六条 第九条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、その行為をした団体の役員は、一万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十五年三月十八日印刷

昭和四十五年三月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局